

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年1月13日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 片平 和夫

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 新石垣空港出張所庁舎新築工事
- (2) 工事場所 沖縄県石垣市盛山地先内
- (3) 工事内容 本工事は、新石垣空港出張所庁舎の新築工事を行うものである。
鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上5階
建築面積 827.09㎡ / 延床面積 1,793.74㎡
建築工事一式
電気設備工事一式
外構工事一式
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成24年3月23日まで
- (5) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (9) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成21・22年度一般(指名)競争参加資格者のうち「建築工事業」A等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けているこ

と。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けたものを除く。)
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 次に掲げる同種工事の施工実績を有すること。

平成7年4月1日以降に完成・引き渡しが完了した新築又は増築工事(基礎、躯体、外装及び内装工事を含む建築一式工事。)で、下記に掲げる同種工事の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省が発注した工事である場合は、工事成績評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】

- ・用途 庁舎又は事務所。
- ・構造 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造。
- ・高さ GLからの高さ31m超。
ただし、増築工事にあつては、増築部分がGLから高さ31m超であること。
- ・規模 延床面積が1,400㎡以上。
ただし、増築工事にあつては、増築部分の延床面積が1,400㎡以上であること。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級建築施工管理技士若しくは1級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
 - ② 上記(7)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
 - ④ 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (9) 簡易な施工計画に係る技術的所見が適切であること。なお、記述がないもの又は著しく不適切な内容である場合は欠格とする。
- (10) 大阪航空局が発注した建築工事で、平成20年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係また

は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)

- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「(株)宮建築設計」である。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格、施工体制、簡易な施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札を行い、3.(2)評価対象要件に該当する者のうち、3(3)評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

① 標準点

競争参加資格を満たす者に標準点100点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

評価項目は、次のイ)からニ)とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。
なお、イ)の施工体制評価点の合計は最大で30点とし、ロ)からニ)の加算点の合計は最大で25点とする。

イ) 施工体制

ロ) 簡易な施工計画

ハ) 企業の施工能力

ニ) 配置予定技術者の能力

(4) 実施上の留意事項

- ① 受注者により提案された簡易な施工計画について、受注者の責により提案が履行できなかった場合は、「請負工事成績評定」の減点を行う。(入札説明書参照)
- ② 受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他

特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

4. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪府中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
大阪航空局 総務部 経理課 契約係
電話 06-6949-6211（内線 5046）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成23年1月13日から平成23年1月26日まで
ただし、見積もりに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果に併せて配布する。

交付場所 1) 上記(1) 担当部局

2) 〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺531-3
那覇空港事務所 総務部 会計課
電話 098-857-1101（代表）

3) 〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里東原596
石垣空港出張所
電話 0980-82-5015（代表）

交付方法 無償にて貸与する。

ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成23年1月13日から平成23年1月26日まで

提出場所 上記4. (1)と同じ。

申請書及び資料は、郵送（宅配便を含む。以下同じ。）又は持参により提出する。
（部数1部）

ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成23年2月24日午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得た場合は、大阪航空局経理課契約係に持参すること。
（郵送による提出は認めない。）

開札日時は、平成23年2月25日午前10時、大阪航空局入札室において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、

又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (5) 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理(又は主任)技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工体制確認のヒアリングを行う。また、調査基準価格を下回った者には追加資料の提出を求める。
- (10) 技術提案等の採否については、競争参加資格の結果に併せて通知する。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、上記2.(2)に掲げる資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書等による。
- (14) その他詳細は入札説明書による。